

河川敷地における占用許可対象施設の拡大等について

河川敷地における占用許可対象施設の拡大等について（案）

1 占用施設の改正

今回の改正に当たって、「占用施設」について新たに整理する施設は、次のとおりである。
（※占用主体について（ ）書きで明示）

（1）新規に類型を追加するもの・・・（準則第七に追加する。）

① 河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設（公共）

- ・ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）
- ・ 休憩所、便所、ベンチ、水飲み場、花壇（単独施設）
- ・ 防犯灯

（追加理由）

現在、公園等と一体となっている場合にのみ認めている休憩所、便所等について、公共団体等に対してこれを認めることとしたい。

売店については、ダム周辺のように周囲に商業施設が無く、地域づくりの観点から公的主体が設置する場合においてのみ、これを認めることとしたい。

さらに、防犯灯は、街づくりに必要不可欠な施設であるので、市街地に接している河川敷地（堤防裏側）に、公共団体等に対して占用許可を認めることとしたい。

② 地域の防災活動に必要な施設（公共）

- ・ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設
- ・ 防災倉庫

（追加理由）

従来、防災関連施設としては、堤防裏側に設置される「水防倉庫その他水防活動のために必要な施設（準則七 二 木）」に加え、地域における防災活動の高まりを踏まえ、「防災倉庫その他防災活動のために必要な施設」を認めることとしたい。

また、ヘリコプターの離発着施設については、従来占用施設としていないにもかかわらず、防災又は緊急医療用目的のための要望等が強く、この実態も踏まえ占用施設として認めることとしたい。ただし、格納施設の設置は治水上の支障があり認めないこととする。

なお、商業目的のヘリコプター離発着場等については、堤内地の飛行場等の利用が可能であり、地域住民から騒音に対する苦情がでる等の問題もあるので、認めないこととする。

③ 河川に関する環境教育又は環境意識の啓発のために必要な施設（公共）

- ・ 河川環境教育施設
- ・ 自然観察施設

- ・河川維持用具等倉庫

(追加理由)

河川環境に対する意識の高まりを反映し、環境情報提供施設等の施設について要望があるので、これらの施設を、環境保全のため特に必要な箇所で治水上の支障がない河川敷地（堤防裏側）に設置する公共のものに限り認めることとしたい。

(2) 既存の類型において例示を追加するもの

- ① 公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設（既存）
- ・河川に設置する必然性のある公共基準点、地名標識、水位観測所等の施設（公共）

(追加理由)

行政標識、観測・測定施設等については、従来から要望も強いので、河川に設置する必然性があるもので公共のものに限り、これを認めることとしたい。

- ② 河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設（水上交通旅客事業者等）（既存）
- ・料金所、待合所、地名表示、観光案内板（公共船着場と一体となるもので可搬式等の治水上問題のないもの）
 - ・荷揚げ場、アクセス通路（船着場～一般道路）
 - ・漁業のために必要と認められる施設

※ 船舶上下架施設（斜路を含む。）については、水面利用協議会等の設置されていない場合に限り、地元市町村の同意を要件とし、協議会等の議を経ないでも、占用許可を認めることとしたい。

(追加理由)

舟運の振興のため、従来は「公共的な水上交通のための船着場」及び「港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設」を許可施設として認めていたが、公共船着場と一体的な料金所・待合所、荷揚げ場、地名表示、観光案内板等の工作物の追加を認める。

また、本来河川利用として認められるようないけす、のり養殖場等の漁業関連施設については占用施設として例示することとしたい。

なお、不法係留船対策の促進のため、船舶上下架施設（斜路）、暫定係留施設の占用について要件緩和を図ることとする。

- ③ 住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設（既存）
- ・築杭

(追加理由)

社会経済上の観点から、築杭の占用を認めることとする。ただし、築のうち、築杭以外の部分については、一時占用で対応することとしたい。

④ その他

クロージャー、ハンドホール等（いずれも光ファイバー接続機器）、PHS無線通信局、電波障害用ケーブルの施設については、「情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設」に含まれる占用許可施設であることについて解釈見解を明示したい。

(3) 既存の類型において例示を削除するもの

周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設（既存）

・ **モトクロス場の廃止**・・・（準則第七 六から削除する。）

（廃止理由）

河川敷地に及ぼす環境負荷の観点から削除し、個別のモトクロス大会については、一時占用許可で対応することとする。

なお、現実には、モトクロス場目的の占用は、一時占用許可で行っているものが多く、通常の占用許可をしている例は全国で2件しかなく、その大半の土地が堤外民地である例である。

2 制度等の改正点

(1) 包括占用許可制度の要件緩和及びNPO法人に対する河川敷地利用の拡大

- ① 包括占用許可を受けた公的団体が、使用契約を締結することにより、NPO法人がベンチ、花壇等の工作物の設置について、河川敷地を利用することができるようにする。
- ② 包括占用の特例として、他の占用施設との一体工作物としてのみ認めている売店、休憩所、便所、ベンチ、又は他の占用施設と一体をなす利用者のための駐車場を、包括占用区域全体に対する工作物として、又は包括占用区域全体の利用者のための駐車場として、包括占用区域のレイアウトの中で自由に配置することを認める。
- ③ 包括占用許可対象範囲を市町村だけでなく、都道府県や第3セクターにも広げる。
- ④ 包括占用区域内において、イベント開催等に用いる広場等を設置するときには、工作物の設置を伴わない場合等の一定範囲のイベントについて、河川管理者の関与なく市町村等の包括占用者がその使用を認めることができることとする。（局長通達対応）

（改正理由）

地方分権の促進の観点から、平成11年改正で「包括占用制度」を創設したが、現在までのところ包括占用許可制度は、適用事例が7件であり、占用者に対するメリットのより一層の拡大を求める要望が強いので、この「包括占用制度」の利用促

進を図るため、また、NPO法人の河川敷地利用の要望があることを踏まえ、制度要件を緩和する。

(2) 市町村意見聴取の対象の明確化

現行準則上、占用許可を行おうとする場合には市町村の意見聴取を一律に必要としているが、占用対象施設等によっては必ずしも一律の取り扱いが適切でないものも含まれているので、次のものについては意見聴取を不要とすることができることとしたい。

- ・ 公共公益施設（道路又は鉄道の橋梁、トンネル、水道管、下水道管等）で占用を継続するもの
- ・ 住民の生活のために設置がやむを得ない通路又は階段等（無接道通路又は階段）軽微なもの

（改正理由）

地方分権の促進の観点から、平成11年改正で「地元市町村意見聴取制度」を創設し、占用許可を行うすべての場合について地元市町村の意見を聴くこととしているが、占用施設が公共施設等の継続の場合で通常占用許可をすべきもの等については、河川管理者の判断により手続きを簡素化できることとしたい。

(3) 社会実験についての根拠条項を設定

準則二十二として、以下を追加。

「この準則にかかわらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即して河川敷地占用許可準則を運用することを可能にするため、別途国土交通省河川局長通達の定めるところにより、社会実験が行えることとする。

この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。」

(4) 景観法に対する対応について記載

準則十一第2項として、以下を追加。

「景観法に基づく景観行政団体が、景観行政計画に河川法24条の基準を定めた場合には、この基準に沿って占用の許可をすることとする。」

(5) 一時的な占用の許可について規定を追加

準則十五に以下を追加。

「ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより、本準則第六及び第七の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。」

3 準則の運用に関する事項等

- (1) NPO法人については、市町村等の公的主体が占用する占用施設において、市町村等からの委託を受けることにより、河川敷地を利用することを期待している。
- (2) 船舶係留施設、暫定係留施設等民間等を占用主体とする際には、占用施設の維持管理、許可終了時の占用施設の撤去について、占用者の適切な処理を担保する必要があり、これについて占用許可条件として加えるよう明示したい。(局長通達対応)
- (3) 占用許可は、その期間が満了すれば、更に引き続いて許可しなければならないというものではなく、本来既得権益化は生じないものであるが、占用施設に未償却期間がある場合について、占用許可期間の設定をこの未償却期間に一致させる必要があることと混同して、誤解されていることも考えられるので、今回の見直しの整理の中でこのことを明示することとしたい。(局長通達対応)
- (4) 占用許可について、各事務所において、結果の問い合わせに応じる等により公表させることとしたい。(局長通達対応)
- (5) 一時占用許可と自由使用の区分について明示することとしたい。(局長通達対応)